

雲仙天草観光圏整備計画

あらゆる自然の恵みがここにある

ここにしかない歴史と風土がある

五感と自分に響く旅 雲仙天草

平成21年2月20日

長崎県島原市、雲仙市、南島原市、熊本県天草市、上天草市、苓北町



雲仙天草観光圏整備計画書

目次

1 観光圏の整備による観光客の来訪及び 滞在の促進に関する基本的な方針	2
2 観光圏の区域	8
3 滞在促進地区の区域	10
4 観光圏整備計画の目標	12
5 観光圏整備に関すること	13
6 計画期間等	21
7 その他市町村又は都道府県が必要と認める事項	22
8 協議会に関する資料等	24

1 観光圏の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

(1) 基本コンセプトと基本方針

【地域の概要】

島原半島は、長崎県の東南に葉状に突出した面積約459.51km²の半島で、雲仙水系と、それに連なる穏やかな丘陵地帯、及び海岸沿いに広がる平野部からなっている。また天草地域は、九州の中央西側に大小120の島々（総面積880km²）によって構成される島嶼地域である。

構成市町村は、いわゆる「平成の大合併」を通じて31市町から5市1町に再編され、それぞれの新市町で様々な工夫を行い地域振興に努めているが、観光振興ビジョンや取り組みが統一されておらず、圏域内に点在する資源が有効に活用されているとは言い難い状況である。

観光素材としては、圏域全体にまたがる雲仙天草国立公園と海中公園、島原半島県立公園を持ち、山と海に恵まれた風光明媚な景観と、全国的にも有名な温泉地やジオパークをはじめとした特徴的な地形・地質に恵まれた地域であり、豊かな一次産業に支えられた多様性に満ちた食や生活文化の魅力が挙げられる。また16世紀に伝えられた西洋文化の影響による独特の文化と天草四郎に代表される「天草島原の乱」の舞台としても知られ、年間約1000万人が訪れる九州でも有数の圏域である。

本事業においては、「ジオミュージアム」「歴史・生活文化」をキラーコンテンツとして位置づけ、徐々に整備が進みつつある農山漁村部での体験型観光やツーリズムの強化と明確なルート設定を行い、五感で感じることのできる国際競争力を持った一体的な転地・滞在交流型観光地を目指す。



【現状と課題】

島原半島・天草地域においては、ここ数年の集客はほぼ横ばいの状態であるが、昨今の経済状況や世界情勢を考えると、このままでは今後落ち込みを余儀なくされると考えられる。ありふれた自然景観などの定番観光素材のマーケットへの訴求力が低下する中、今後の島原半島・天草地域の観光面での課題としては、

- ①圏域全体を貫くキラーコンテンツの設定とマーケティングに裏打ちされたマーチャンダイジング（商品づくり）
- ②時間的コストをかけてでも滞在したいと感じるような、高い顧客満足度を与えるメニュー、人材、サービスの育成
- ③圏域に入るまでと、圏域内を周遊する際の交通アクセスの改善
- ④圏域が一体となって観光振興に取り組んでゆく推進体制の整備及び「圏域が一体となって地域の振興を行なっていく」という意識の醸成が挙げられる。



【基本戦略】

新しい観光のカテゴリー“ジオミュージアム観光”を基本コンセプトとして、雲仙天草の自然の恵みと生活文化を五感で体感してもらうための、上質で多様性に満ちた観光コンテンツを提供することによって、国際的にも競争力のある転地滞在・交流型の観光圏を整備する。

とした。

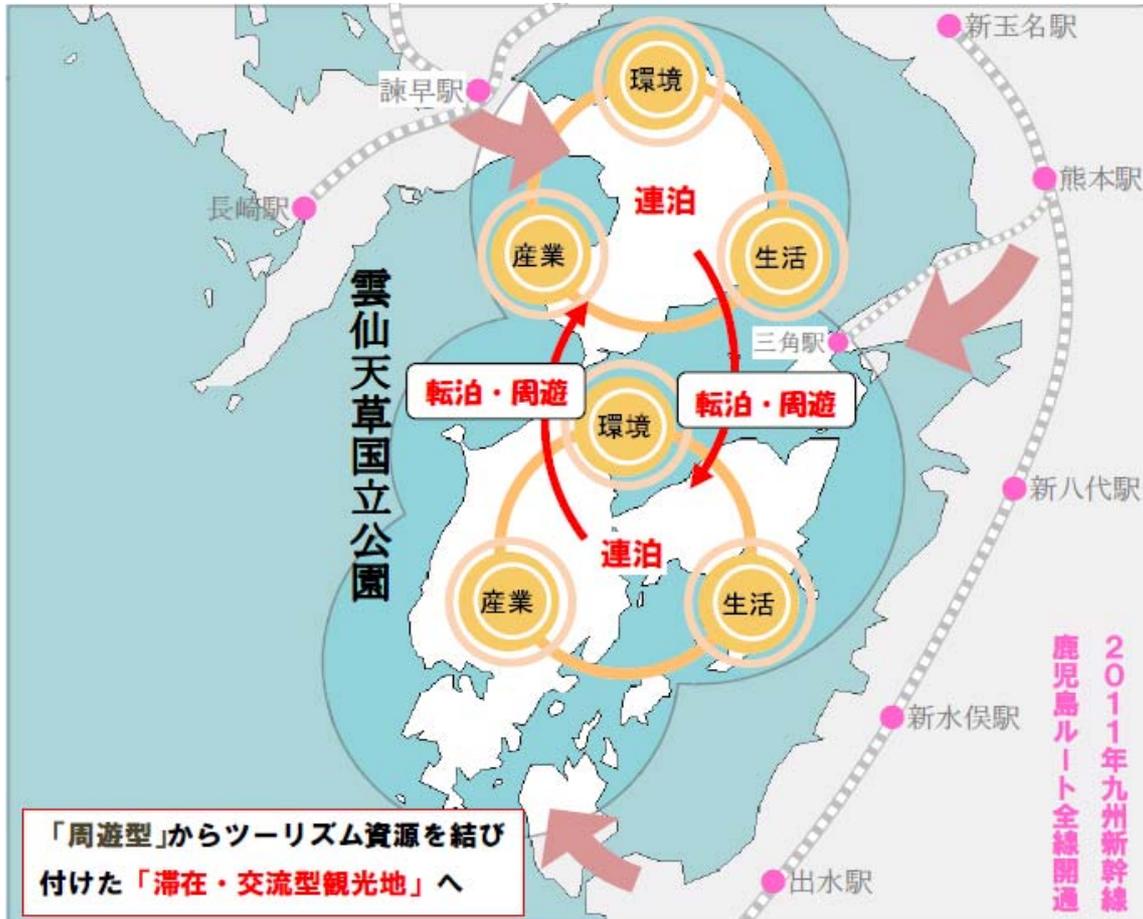
具体的にはキラーコンテンツである『ジオミュージアム』を「滞在する理由」、『歴史・生活文化』を「滞在する目的」として位置づけ、それぞれの素材に関わる人材の手によってブラッシュアップし魅力を向上させる。また、実際におもてなしや解説（ガイド）を充実させることによって、時間的にも金銭的にもコストをかけていただけのようなメニューを作りあげることで、素材の奥にあるストーリーを味わっていただき、結果滞在時間の延長とリピーターの確保、及び顧客満足度と顧客単価が向上、ひいては国際的な競争力の獲得を行なう。

『人材育成』と『交通アクセスの強化』、『モニタリングと商品開発』『情報発信』を行うことで、魅力のある観光素材に敢えて依存しない、観光地づくりを行い、『体験型・ツーリズム』を受け皿に「転地滞在・交流型」の、行政区域に左右されない上質な観光地づくりを目指し、来る「世界遺産認定」や「世界ジオパーク認定」に向けて地域全体の魅力を高めていく。

以上のような方向性から導き出される基本コンセプトの最大目標は、旅行好きで知的な好奇心旺盛な団塊の世代とそのやや下の世代の個人旅行者をターゲットにした、観光地として一体となった圏域の確立と、連泊・転泊による滞在時間の長期化、リピーターの確保である。

(2) 観光圏整備のイメージ

圏域内の特異な「地質と歴史」に育まれた自然環境や農林水産業等、この地域で営まれる生活文化に密着した「ツーリズム資源」を有機的に結びつけることで転地滞在・交流型の観光圏を目指す。



【基本コンセプト】

本計画を推進するにあたって次のキャッチフレーズを基本コンセプトとして使用する。

あらゆる自然の恵みがここにある

ここにしかない歴史と風土がある

「五感と自分に響く旅 雲仙天草」

とした。

海外と違い、日本の国立公園は山から海まで多様な自然環境に恵まれていることで認定される。実際に日本の四季の原風景を、この圏域はほぼ完全にフォローしていることの表現と、ここにしかない西洋文化や「天草島原の乱」などの歴史背景を対比して表現することで、観光地としての層の厚さと独自性を訴えかける。また、五感に訴えかける素材がそろっており、五感を通じて自分自身に響くような旅（連泊）のイメージを持たせるようなコピーとした。

【キラーコンテンツ】「ジオミュージアム」

圏域内の特異かつ上質な自然環境や地形を柱にして、「環境」と「産業」と「生活」が有機的に調和して進化する姿を動態展示した体験の舞台として位置づける。島原半島は本年（平成21年）指定75周年を迎える日本で最初の国立公園であり、その後天草地域が加わり、「雲仙天草国立公園」となった、さらに天草地域には日本で最初に認定された「海中公園」を持つ。景観もさることながら、生息する希少な動植物、平成20年10月20日に日本初の「ジオパーク」に認定された地質の希少さやフィールドミュージアムの多さも特筆すべき観光素材であるといえる。さらに地域に根付いた産業や生活などは特異なものが数多く存在し、滞在者に多様な感動を提供できる上質な素材の宝庫といえる。



【キラコンテンツ】「歴史・生活文化」

「キリスト教関連遺産」として世界遺産暫定リストに登録されている、日本の歴史上最も大規模なキリシタン農民による一揆「天草島原の乱」の拠点となった遺跡群や、天草各地に残された教会、長崎最大の殉教地であった雲仙地獄では、その痛ましい歴史を感じることができる。また、キリスト教が繁栄することとなった土台には、古来より海外との交流が盛んであったという地理的特性もある。

そのような特異な歴史を歩んだ本圏域は、多様かつ独自性に富んだな生活文化、食文化が育まれている。長崎県で最大の農業生産地帯である島原半島と、熊本県で最大の漁獲高を誇る天草という豊かな土壌に支えられた地域は、伝統食やご当地グルメなども数多く存在する。



(3) 活動の主体

「雲仙天草観光圏協議会」の発足による観光圏整備活動の一体化

雲仙天草観光圏を構成する島原市・雲仙市・南島原市・天草市・上天草市・苓北町の5市1町で、自治体の枠を超えた「雲仙天草観光圏協議会」を設立し、基本コンセプトを共有し、本観光圏整備計画を推進する。

2 観光圏の区域

(1) 観光圏の区域

雲仙・天草の特異な「地質と歴史」に育まれた自然環境や農林水産業、この地域で営まれる生活文化に密着した「体験素材」「ツーリズム資源」を有機的に結びつけることで転地滞在型・交流型の観光圏を目指す。



(2) 位置および交通

当圏域は九州西部のほぼ中央に位置しており、各県内の主要な交通拠点や主たる商圏である福岡、熊本、隣接する佐賀県・鹿児島県からのアクセスが主な入り込みルートである。また、天草に関しては福岡や熊本からの航空便もあり、入り込みルートは多い上に、有明海沿岸地域を巻き込んだ広域観光ルートの形成も比較的容易である。今後新幹線の整備による利便性の向上は期待できるものの、大幅な時間短縮は望めず、いかに快適にアクセスするかが課題となる。

また、圏域内を周遊するための利便性が低いことも課題であり、各滞在促進地区を結ぶ二次交通、三次交通の整備が必要である。



3 滞在促進地区の区域

当圏域の滞在促進地区を下記の14箇所として設定する。それぞれに宿泊施設が集まっており、長い歴史を持つ観光地からツーリズムの拠点まで、様々な特性がある。今後はそれぞれ連携を図りながら、交通アクセスの整備を行い、「湯めぐり」や「連泊・転泊」を意識した周遊により魅力を高めていくことをめざす。

また今後、他の地域においても、農林漁家が子ども農山漁村交流プロジェクトでの小学生の民泊を受入可能なレベルまで確立された段階で、その地区を新たな滞在促進地区に指定し、周遊ルートに組み込んでいく。

【滞在促進地区の特性】

都道府県名	市町村名	滞在促進地区の名称及び範囲並びに宿泊施設数	主な観光資源とその概要
長崎県	雲仙市	名称：小浜温泉地区 範囲：雲仙市小浜町北本町及び南本町 宿泊施設数：24	江戸時代からの湯治場として有名な温泉地。ご当地グルメである「小浜ちゃんぽん」や名前にちなんだOBAMA大統領キャンペーンなど、ユニークな取り組みが多い。 泉質は塩湯、源泉の温度は100℃を超え、豊富な湯量でも知られる。 マリンパーク周辺は美しいサンセットスポットとして知られ、街歩きメニューや立ち寄りどころも充実している。
		名称：雲仙温泉地区 範囲：雲仙市小浜町雲仙及び諏訪の池区域 宿泊施設数：26	古事記にその名が出てくる、日本でも最も古い歴史を誇る温泉地でもあり、雲仙天草国立公園の中心部に位置する。古くから外国人の避暑地として栄え、格調高い宿泊施設を多く有する。 泉質は硫黄泉、すぐ近くに地獄もある。 島原半島の中央部に位置し、島原半島観光の拠点としての立地条件に加え、雲仙山麓の山々をトレッキングする際の拠点としての機能も備えており、トレイルセンターや情報館、ロープウェイといった自然と触れ合うメニューも多い。
	島原市	名称：島原温泉地区 範囲：島原市旧島原市区域	昭和初期に開かれた、半島内では最も新しい温泉地。島原市は半島内でも最大の市街

		<p>宿泊施設数：25</p>	<p>地であり、街歩きやショッピングなど多面的な魅力を持つ。</p> <p>泉質は炭酸泉、疲労回復に効果があり湯疲れしにくい。</p> <p>島原半島最大の市街地でもあり、島原城や武家屋敷など歴史を感じさせる史跡も多い。熊本からのアクセスも容易で、サンライズスポットとしても有名。</p>
	南島原市	<p>名称：南島原地区</p> <p>範囲：南島原市口之津町</p> <p>宿泊施設数：30</p>	<p>島原半島の南東部に位置し、天然の良港である「口之津港」を有し古くは、南蛮貿易で国際交流を果たし、明治期になると石炭積み出し港として繁栄した地区。</p> <p>現在では、島原半島と天草との玄関口として海上交通の拠点となっている。イルカウォッチングや島原・天草の乱に代表されるキリシタン関係の史跡も近くに存在する。</p>
熊本県	上天草市	<p>名称：大矢野地区</p> <p>範囲：上天草市大矢野町</p> <p>宿泊施設数：30</p>	<p>天草五橋：昭和41年、九州本土と天草諸島をつなぐ「夢の架け橋」として完成。美しい島を結ぶ風景は今でも天草を代表する景観である。</p>
			<p>天草四郎メモリアルホール：天草四郎を中心に立体映像、ジオラマ、光と音楽などを使ってキリシタンの殉教を伝える歴史テーマ館。</p>
			<p>スパ・タラソ天草：フランス生まれのタラソセラピーと天草の海の恵みを融合させた本格的タラソセラピーセンター。美人温泉の湯として名高い天然温泉もあり、癒しと健康の人気スポット。</p>
			<p>名称：松島地区</p> <p>範囲：上天草市松島町</p> <p>宿泊施設数：18</p>
			<p>天草パールセンター・わくわく海中水族館</p> <p>シードーナツ：天草松島といわれるこの地域は、古くから真珠の養殖が盛ん。真珠の加工品を販売しているほか、併設の水族館では、天草の海の生物を見学でき、熱帯魚の観察もできる。</p>
			<p>天草ビジターセンター：国立公園である天草の自然を紹介しているほか、近隣の海辺で職員によるハクセンシオマネキや海ホタルの観察会が実施されている。</p>
			<p>五橋遊覧：松島町合津港より出港し、天草松島を結ぶ天草五橋を下から見学できる。</p> <p>五橋開通から現在まで続く天草観光の定</p>

		<p>番スポット。</p> <p>名称：姫戸・龍ヶ岳地区 範囲：上天草市姫戸町・龍ヶ岳町 宿泊施設数：12</p>	<p>龍ヶ岳：天草上島の南端に位置する標高470メートルの高峰。下島の六郎次山と共に天草における二大展望台である。近くには、東の樋島、南に御所浦の島々があり、遠くに天草上、下島の峯や獅子島、長島などの島々が点在して、瀬戸内海のような景観である。不知火海の後方には、鹿児島島の山々や阿蘇、雲仙までも見ることができる。</p> <p>白嶽森林公園：遊歩道沿いに広がる森林浴を楽しみながら山頂からの360度の眺望が楽しめる。特に白嶽展望所からの眺めが素晴らしく、天草の島々、遠くは水俣、鹿児島まで見渡すことができる。また、県指定天然記念物のヒモヅルや天草唯一の高地の湿原があり、その中にはミズゴケやハッチョウトンボなど稀少動植物が棲息する貴重な自然が残っている。</p>
天草市	<p>名称：有明地区 範囲：天草市有明町 宿泊施設数：8</p>	<p>天草ありあけタコ街道：タコによるまちづくりの一環として、平成17年に国道324号の有明区間を「天草ありあけタコ街道」と命名。天草でタコが多くとれる夏には、8本足を広げたユーモラスな姿の干しダコが街道沿いの海岸に多く見られ、天草の夏の風物詩となる。街道沿いの飲食店や民宿組合では、地ダコを使ったタコ料理（タコ丼・タコ八料理など）を提供、小売店ではタコ関連商品を販売している。</p> <p>街道中央の道の駅有明リップランド前の海岸には、シンボルの巨大タコモニュメントが出迎える。</p> <p>正覚寺：キリシタン布教の中心であった「南蛮寺」。キリシタン教会の跡地にこの正覚寺が建立された。最盛期には3500人を超す人が上津浦城主の庇護のもとにキリシタンへ帰依し、南蛮文化の華が咲き乱れた。しかし、南蛮寺は弾圧のため破壊され、天草・島原の乱（1637年）後、仏教布教のために正覚寺を建立することとなった。</p> <p>先頃行われた本堂改築の際には、IHSと干（かん）十字の入ったカマボコ型のキリ</p>	

		<p>シタン墓石が発見された。杉木立に包まれた境内には、キリシタンの信者が植え付けたともいわれる樹齢 400 年の南蛮樹（ナギの木）が往時を伝えている。</p>
	<p>名称：本渡地区 範囲：天草市・旧本渡市区域 宿泊施設数：31</p>	<p>天草切支丹館：16 世紀後半に伝来した異国情緒あふれる南蛮文化のロザリオやクルスから、天草・島原の乱で使用された武器、キリシタン弾圧期の踏絵、そして隠れキリシタンの生活が偲ばれるマリア観音像まで約 400 点が展示されている。</p> <p>中でも、国の重要文化財に指定されている天草四郎陣中旗は必見で、これは 1637 年に起きた天草・島原の乱で天草四郎が使用したといわれる。</p>
		<p>祇園橋：石造桁橋では国内最大級、しかも全国的にもまれな「多脚式」ということで、国の重要文化財に指定されている。柱状の石を組み合わせた素朴なつくりで橋脚は水切りのための三角形の流線型になっている。</p>
		<p>殉教戦千人塚：天草四郎の率いるキリシタン勢は、唐津軍（幕府軍）と本渡において激突し、町山口川を中心に大激戦が繰り広げられた。</p> <p>この戦いで大将三宅藤兵衛を失った唐津勢は富岡へ敗走。河原に残った唐津・天草四郎両軍の無数の遺骸を、地元住民が市内数カ所に地蔵を建て、千人塚と称し、懇に祀った。これらの塚を合祀したのがこの殉教戦千人塚である。</p>
	<p>名称：五和地区 範囲：天草市五和町 宿泊施設数：9</p>	<p>イルカウォッチング：通詞島の沖合いは、愛嬌たっぷりのイルカたちが出迎える。温暖な気候の通詞島の周辺は、小あじやいかなどが豊富で一年中、野生のミナミバンドウイルカが群れをなし、回遊している珍しい海域である。</p>
		<p>鬼の城キリシタン墓碑群：鬼の城公園に隣接するキリシタン墓碑公園。五和町内に点在するキリシタン墓碑を集めて整備したもので、異国情緒たっぷり。桜、ツツジなどの花も楽しめる。</p> <p>弘法大師の像や御堂等があり、周辺一帯は</p>

		常に静寂に包まれている。
	<p>名称：下田温泉地区 範囲：天草市天草町下田 宿泊施設数：12</p>	<p>妙見浦：国指定の名勝天然記念物。天草西海岸を代表する岩礁で、十三仏公園側から見ると象の形をしてユニークである。また、スキューバダイビングのスポットとしても人気の場所となっている。</p> <p>下田温泉：今から800年ほど前、一羽の傷ついた白鷺が傷を癒しているところへ行ってみると、そこに温泉が湧きだしていたという昔話から、別名「白鷺温泉」ともいわれている。環境省が指定する「国民保養温泉地」である。</p> <p>大江天主堂：昭和8年、フランス人宣教師ガルニエ神父によって建てられた白亜の教会。ロマネスク建築で、広く高い天井の聖堂に入ると厳粛な気持ちになる。</p> <p>高浜焼寿芳窯：天草陶石を代表する窯元。白く、薄く、透きとおるような品質が特徴で、資料館も隣接している。窯元の上田家は代々庄屋でもあり、上田本家の屋敷は約200年経った今でも保存されている。18世紀に開業、明治時代に一時衰退した高浜焼は昭和27年に復興を遂げ、世界に誇る天草陶石の良質の原料を生かした作品が焼き継がれている。洗練された陶工の技と輝きの白い世界は必見。</p>
	<p>名称：御所浦地区 範囲：天草市御所浦町 宿泊施設数：41</p>	<p>化石発掘体験：「花岡山化石採集場」と「トリゴニア砂岩化石採集場」では、今から約9800万年前（白亜紀中頃）の貝などの化石がたくさんでてくる。家族や団体でも気軽にどなたでも化石採集ができる。</p> <p>白亜紀資料館：「日本の地質百選」にも選ばれている御所浦では、全島をまるごと博物館として、野外見学地などの整備を行っている そのターミナルである御所浦白亜紀資料館には、恐竜やアンモナイト、ほ乳類、貝化石（トリゴニア・イノセラムス等）などたくさんの化石がある。</p>
	<p>名称：牛深地区 範囲：天草市・旧牛深市区域</p>	<p>うしぶか海彩館：牛深の魅力を一堂に集めた海の文化情報館。特産品の販売や魚のレストラン、いけす広場、漁業の歴史資料館</p>

	<p>宿泊施設数：19</p>	<p>など内容も盛りだくさんの施設である。</p> <p>茂串海水浴場：美しい天然の白砂と、九州でも屈指の透明度を誇る若者に人気のビーチ。素潜りでも簡単に驚くほどたくさんのかわいい熱帯魚たちと出会える海水浴場。この砂浜は海亀の産卵場所としても知られ、5月～6月の産卵期にかけては卵を産みにきた海亀の姿を見ることが出来るかもしれない。</p> <p>牛深温泉センターやすらぎの湯：牛深で唯一の温泉やすらぎの湯。温泉を楽しむもよし、海の幸に舌鼓を打つのもよし。ここはゆったりとやさしい時間が過ぎていく、くつろぎの空間。レストランでは新鮮な魚介類をふんだんに使った食事を用意している。</p>
<p>天草郡苓北町</p>	<p>名称：苓北地区 範囲：天草郡苓北町 宿泊施設数：8</p>	<p>富岡ビジターセンター・富岡城：富岡城は慶長6年（1601年）に天草の領主となった、肥前唐津藩の寺沢志摩守広高によって築かれ、天草島原の乱で一揆軍から攻撃を受けた。天領時代は、三の丸に代官所がおかれ天草の行政の中心となった。現在富岡城の本丸跡に「熊本県富岡ビジターセンター」が整備され、当時の富岡城が蘇ったようである。ビジターセンターでは、雲仙天草国立公園の内容を紹介するとともに天草地域の魅力ある自然景観、歴史、文化環境等についての情報を発信している。</p> <p>富岡海中公園展望所：昭和45年7月わが国初の海中公園として指定された。潮流の流れでできたといわれる陸繋島（りくけいとう）や砂嘴（さし）で特異な景観を持つ。海中公園区域を眺める展望所として整備されている。</p>

4 観光圏整備計画の目標

官民の関係機関が連携して「雲仙天草観光圏」を一体運営することによって、圏内の観光資源の有機的な掘り起こしとそのブラッシュアップをはかり、観光客の連泊・転泊を促し、転地滞在・交流型の新しい観光圏を整備する。

単位：千人

	単位	平成 19 年 実績	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
年間観光客 入込数	千人	8,223	-	8,223	8,325	8,427	8,529	8,634
() 内は外国人	人	(62,730)	-	(62,730)	(63,514)	(64,298)	(65,082)	(65,866)
年間宿泊 客数	千人	2,383	-	2,383	2,443	2,502	2,562	2,621
() 内は外国人	人	(59,399)	-	(59,399)	(60,884)	(62,369)	(63,854)	(65,339)
1人あたり 平均宿泊数	-	1.16	-	1.16	1.24	1.33	1.41	1.50
リピーター率	-	-	-	(100.0)	(107.5)	(115.0)	(122.5)	(130.0)
宿泊施設 稼働率	-	-	-	(100.0)	(102.5)	(105)	(107.5)	(110)
年間観光 消費額	千円	62,781,822	-	62,781,822	64,351,367	65,920,912	67,490,458	69,060,004

平成20年の観光統計が調査中であることから、21年度の目標値は各県観光統計平成19年版の100%とした。

※データが無い1人あたり平均宿泊数、リピーター率、宿泊施設稼働率は21年度に調査を行い、それを100.0とする。(平均宿泊者数は、島原半島のデータを元に算出)

5 観光圏整備に関すること

事業計画策定にあたっては、各市の行政、民間それぞれのレベルの中で計画された事業の中から、本計画の趣旨に合致するものを絞り込んだ。それぞれに連携を取りながら、可能な限り相乗効果を生むような推進を行なう。

(a)観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業

No.	個別事業名	事業概要	実施主体	実施時期
a-1	着地型商品システム構築事業	旅行業法の特例を受け、着地型ツアーのモニタリングツアーを行い、商品化を行う。そのためのデータベースの構築と、予約体制の確立を行う。	(社)天草宝島観光協会、上天草地域観光協会、苓北町観光協会、島原半島観光連盟	H21年度～H25年度
a-2	地域全員おもてなし向上事業	宿泊施設、小売店、飲食店合同による「おもてなしセミナー」を行い、圏内全域のおもてなしレベルの底上げと、顧客満足度の向上及び異業種交流の推進を図る。さらに地域の歴史、文化を学ぶ「天草うんちく講座」を開催することによっておもてなし向上を図る。	(社)天草宝島観光協会、島原半島観光連盟	H21年度～H25年度
a-3	天草四郎が歩いた道	天草・島原の乱にまつわる歴史探訪商品化にむけてのルート設定と歴史的資料の整理、実証実験等を行ない商品化に繋げていく。	島原半島観光連盟、(社)天草宝島観光協会、上天草地域観光協会、苓北町観光協会	H21年度～H25年度
a-4	宝島・天草ルートづくり事業	キリシタン文化や五橋観光といった従来の観光資源に自然環境、食、産業(陶磁器)など生活文化のテーマを加えた旅行商品の造成を図る。また、連泊・転泊を促進するための「連・転泊プラン」を造成する。	(社)天草宝島観光協会、上天草地域観光協会、苓北町観光協会	H21年度～H25年度
a-5	お宿の魅力向上推進事業	「泊食分離」を中心とした、お客様ごとの嗜好に合わせた食事の提供と、各温	島原半島観光連盟	H21年度～H25年度

		泉地共同での連泊者向けの料金設定を行い、連泊の促進と各温泉地の魅力アップを図る。		
a-6	朝市・朝歩き推進事業	現在不定期に行なわれている朝市など、地域の農林水産業者の地元向けの企画と連動し、定期的に「朝の街歩き」を行い、顧客満足度の向上と地元農産品のPRを合わせて行なう。	島原半島観光連盟	H21年度～H25年度
a-7	お客様の言葉で「いらっしやいませ」推進事業	現在島原半島を訪れる外国人の大半を占める韓国語を皮切りに、今後増加が予測される海外のお客様への接遇研修を行ない、独力で簡単な対応が可能な宿泊施設従業員の数を増やし、顧客満足度の向上を目指す。	島原半島観光連盟	H21年度～H25年度
a-8	西欧の香り漂う天草事業	西洋文化との出会いによる天草特有な文化をテーマとし、東アジア、ヨーロッパ等からの外国人観光客誘致を図るため、誘致活動や情報媒体の作成を行う。	(社)天草宝島観光協会、上天草地域観光協会、苓北町観光協会	H21年度～H25年度
a-9	教育旅行誘致事業	雲仙天草国立公園内にある独自の体験メニューの充実を図るため新たな体験メニューの掘り起こしを行うと同時に、受入体制の整備のため体験民泊施設の拡大を進める。	(社)天草宝島観光協会、上天草地域観光協会、苓北町観光協会、島原半島観光連盟	H21年度～H25年度
a-10	スポーツキャンプ誘致事業	島内に点在する体育施設の有効利用、また温暖な気候を利用し高校・大学・社会人等の合宿を誘致する。	島原半島観光連盟、(社)天草宝島観光協会	H21年度～H25年度

(b) 観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業

No.	個別事業名	事業概要	実施主体	実施時期
b-1	地域人材育成事業	観光拠点におけるプロガイドの増員と、それぞれのガイド同士の連携を通じたある程度広い地域をフォローできるスルーガイドやコンシェルジュの育成を行なう。また、研修等を通じて	(社)天草宝島観光協会、島原半島観光連盟	H21年度～H23年度

		各ガイドごとの交流を深め、連携体制の確立も行なう。		
b-2	地域お宝発掘事業	地域住民との協働による生活文化をテーマとした地域資源発掘を行い、ルート設定による「着地型旅行商品」の造成に向けた体験素材の整備を図る。	(社)天草宝島観光協会、上天草地域観光協会	H21年度～H23年度
b-3	天草「元気人」支援事業	島内で開催される「祭り」や「イベント」の充実を図るため、運営主体やそれに関わる人材の育成を行うため、情報の提供や会議運営の支援を行う。	(社)天草宝島観光協会	H21年度～H25年度
b-4	ジオパーク認定推進事業	21年秋の「島原半島世界ジオパーク認定」に向けて、世界ジオパーク協議会からの使節団招聘や、認定に向けての関連施設の整備等を行なう。(島原半島ジオパーク協議会による関連事業：多国語解説版の設置、PR媒体作成、ガイド育成、認定記念イベント、講演会の開催等) また、天草でジオパーク候補になっている地域については、今後の認定を目指し一体的に取り組みを行なう。	島原半島観光連盟、(社)天草宝島観光協会	H21年度～H25年度
b-5	世界ジオパーク認定記念キャンペーン事業	島原半島が21年に「世界ジオパーク」に認定された際の、記念キャンペーンを半島を上げて行なう。有人のジオミュージアムと3滞在促進地区共同で仕掛を行い、前年のモニタリングの結果を踏まえ旅行会社とツアーアップした旅行商品の展開、施設スタンプラリーなどを通じて、世界でも類を見ない「ジオ」を活用した「旅行型」ではなく「短期滞在型」の観光地づくりとPRを行なう。	島原半島観光連盟	H21年度～H22年度

b-6	国立公園75周年事業	雲仙国立公園指定75周年を島原半島・天草両地域で祝うイベントを開催する。期間中は外国人の避暑地として賑わった時代のイメージを大切にしたい、音楽祭や催し物が開催され、温泉街全体で祝う。また、長崎（茂木）～小浜への航路を復活させクルーズを企画する。	島原半島観光連盟 （社）天草宝島観光協会、上天草地域観光協会、苓北町観光協会	H21年度～ H22年度
b-7	復活！三湯物語	「湯めぐり」を推進し、滞在時間の増加を図るため、3つの温泉地共通の入浴ツール及びPR媒体を作成する。 また、現在手薄である「小浜」「雲仙」「島原」の3滞在促進地区を繋ぐ湯巡りバスの実証実験（60日間大型バス運行）を行ない、22年度の本格稼働を目指す。また、「湯巡りとジオ」をコンセプトとしたモニタリングツアー（大型バス1台、2泊3日）を行い、旅行商品化に繋げる。	島原半島観光連盟	H21年度～ H25年度
b-8	仁田峠無料化記念事業	21年県から市へ移管されたことに伴い無料化する「仁田峠循環道路」を利用した記念事業を行なう。具体的には、ミヤマキリシマ、紅葉の時期を狙っての物産展の開催、仁田峠ロープウェイ魅力アップのための、他のジオミュージアムと連携したキャンペーンなどを行う。	島原半島観光連盟	H21年度
b-9	キリスト教関連遺産魅力アップ事業	世界遺産暫定リストにピックアップされている施設のみが注目を浴びがちだが、キリスト教関連遺産であるが、他にも希少な史跡が多数あり、圏域全体でそれらをピックアップし、パンフレットを作成。モニタリングツアー（大型バス1台、2泊	島原半島観光連盟、 （社）天草宝島観光協会	H21年度～ H25年度

		3日) を行い、商品造成へ繋げていく。		
b-10	フィルムツーリズム事業	天草では、年間約30本のドラマ、映画、CMの撮影が行われており、そのロケ地を巡る旅を創出するため「ロケ地マップ」の作成による情報発信を行い、新たな観光地づくりを目指す。	(社)天草宝島観光協会・上天草地域観光協会・苓北町観光協会	H21年度 ～ H22年度

(c) 観光旅客の移動の利便の増進に関する事業

No.	個別事業名	事業概要	実施主体	実施時期
c-1	ノンストップバス運行事業	現在博多～雲仙温泉(期間限定)、博多～島原のノンストップバスが運行されているが、現在運行のデータをもとに、3つの温泉地をフォローできるようにノンストップバスを計画・運行する。	島原半島観光連盟	H21年度 ～ H25年度
c-2	列車の旅 天草	九州新幹線全線開通の効果を最大限に享受するため、島内アクセスの充実を図る。交通事業者と連携し、島内周遊の交通システムを構築するための実証事業を行う。	(社)天草宝島観光協会、	H21年度 ～ H23年度
c-3	船の旅・空の旅 天草	九州新幹線全線開通の効果を最大限に享受するため、船舶を活用したルート構築を行う。同時に、大都市と直結する天草エアラインを使った「遊覧飛行」など新たなルートづくりの検証を行う。	(社)天草宝島観光協会・上天草地域観光協会・苓北町観光協会	H21年度 ～ H23年度

(d) 観光に関する情報提供の充実強化に関する事業

No.	個別事業名	事業概要	実施主体	実施時期
d-1	ジオ関係多言語看板整備	海外旅行客に対応する看板等が不足していることから、主だったスポット5箇所に日、韓、中、英4ヶ国語でフォローされた看	島原半島観光連盟	H21年度 ～ H25年度

		板を設置し、利便性の向上とスポット毎における提供情報量を増やす。		
d-2	総合ガイドブック作成事業	地域ごとで作成されていた観光パンフレットを統一し、既存の観光資源に加え、地域情報やアクセスを充実させた総合ガイドブックを作成する。	(社)天草宝島観光協会、島原半島観光連盟	H21年度～H25年度
d-3	電子情報サイト整備事業	既存のホームページの充実を図るほか、天草市が進める「情報タワー」構築に協力するとともに情報端末を利用した地域情報や旅行商品情報の発信を図る。	(社)天草宝島観光協会、島原半島観光連盟	H21年度～H25年度
d-4	観光案内窓口業務強化事業	島内に設置されている観光案内所の機能を強化するため、情報集約とインターネット等オンラインでの案内システムを構築する。	(社)天草宝島観光協会、上天草地域観光協会、苓北町観光協会、	H21年度～H25年度
d-5	観光案内人支援事業	点在する「観光ガイド」を有効活用するため、申し込みシステムの構築と管理の一元化を図る。	(社)天草宝島観光協会、	H23年度～H25年度
d-6	観光圏モニタリング調査事業	雲仙天草観光圏における観光客入込客数、宿泊客数、リピーター率、一人当たり平均宿泊数、宿泊施設の稼働率、年間観光消費額などの調査。	(社)天草宝島観光協会、上天草地域観光協会、苓北町観光協会、島原半島観光連盟	H21年度～H25年度

(e) 農山漁村交流促進事業

No.	個別事業名	事業概要	実施主体	実施時期
e-1	農林漁家民宿開業支援事業	滞在促進地区として農林漁家が交流客を受け入れ可能なよう学習会、相談会を開催するとともに、設備に対しても補助をメニュー化していく。	島原半島観光連盟	平成21年4月～平成26年3月

(f) その他の事業

No.	個別事業名	事業概要	実施主体	実施時期
f-1	観光圏発足シンポジウム	雲仙天草観光圏の発足のPRと、関係者の意識の共有及び今後島原半島が歩むべき方向性と、それぞれの素材のブラッシュアップのかけ方を学べるような、シンポジウムを行なう。	(社)天草宝島観光協会、島原半島観光連盟	平成21年秋ごろ
f-2	日本のまつり誘致事業	(財)地域芸能活用センター主催の「日本まつり」を九州新幹線全線開通の平成23年度に開催するための誘致活動を行う。	(社)天草宝島観光協会	H21年度～H23年度

6 計画期間等

【計画期間】

計画期間は平成21年度から平成25年度までとする。

【計画の見直しについて】

計画期間は平成25年度までとし、定期的なアンケート調査により成果の検証を行う。

また、必要に応じて計画の見直しを行う。

事業	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
計画期間					
準備期間					
実施					
アンケート調査					
計画見直し					

7 その他市町村又は都道府県が必要と認める事項

- 1 長崎、熊本、大分3県合同による観光連携推進（仮称）【長崎、熊本、大分】
（H20～）
九州を横につなぐ3県の合同による観光振興の推進。
- 2 島原・天草・長島架橋整備計画【長崎、熊本、鹿児島】
（H20～）
九州西海岸軸構想、第五次九州地方開発促進計画に基づく、3県を結ぶ大型架橋計画。
- 3 まちづくり交付金事業【国】
（H20～ ）
景観整備やまちなみの整備に対して行なわれる国からの支援。
- 4 新幹線九州ルート整備計画【国】
（H18～ ）
新幹線鹿児島ルートと西九州ルートの整備計画。
- 5 長崎県観光振興基本計画【長崎県】
（H19～H23）
長崎県の観光振興に関する総合的かつ基本的な計画として策定。
- 6 ようこそくまもと観光立県推進計画（仮称）【熊本県】
（H20～H23）
ようこそくまもと観光立県条例（平成20年12月）に基づく総合的かつ基本的な計画として策定予定。
- 7 三角港交流拠点再生計画【熊本県】
天草五橋の玄関口にある三角港西港地区は、明治時代の石積岸壁や水路が当時のまま現存する日本で唯一の港であり、平成14年に国の重要文化財に指定され、平成20年9月には、世界文化遺産暫定一覧への記載も決定している。
この三角西港に、みなと振興交付金を活用して浮棧橋を設置することにより、遊覧船の就航など、天草地域等への広域的観光振興へ寄与する。
- 8 地域高規格道路（島原高規格道路、）整備事業【長崎県】
（H22～）
長崎県央地域からのアクセスを改善するため、諫早～雲仙市間、島原地

区の高規格道路の整備が計画されている。

9 地域高規格道路（熊本天草幹線道路）整備事業【熊本県】

(H6～)

県土の横軸として道路網を形成し、「90分構想」の実現及び熊本都市圏と天草地域との交流・連携を強化するため、熊本市から天草市（旧本渡市）を結ぶ地域高規格道路（約70km）の整備を行っている。

10 世界遺産登録に向けた取組み

【長崎県 熊本県 南島原市 天草市 苓北町】

(H19～)

平成19年1月に「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が世界遺産暫定リストに掲載され、島原半島・天草地域においても、それぞれに擁する史跡を、その構成資産として追加し、世界遺産登録を目指す取組みを進めている。

11 阿蘇・熊本・天草観光推進協議会【阿蘇市・熊本市・天草市】

(H20～H22)

熊本県内の横軸連携を強化することで、3地域の観光資源を有機的に絡めその相乗効果により交流や集客に結びつける。

8 協議会に関する資料等

(1) 雲仙天草観光圏協議会設立趣意書

島原半島・天草地域は、九州の中央西岸部に位置し、美しい自然に恵まれた日本最初の国立公園、雲仙天草国立公園内にある地域である。圏域内には普賢岳の噴火や16世紀にもたらされた西洋文化に影響された独特の風土や「天草四郎」に代表される「天草島原の乱」などの史跡が点在しており、さらに豊富な農林水産物による郷土料理やご当地グルメの魅力も加わり、年間1000万人が訪れる九州でも有数の観光地である。

一方、観光客の嗜好は時代とともに変化しており、これまでの観光の目玉とされてきた「非日常」に取って代わり、現在ではその地域独自の日常「異日常」を求める来訪者が増え、地域住民との交流が始まっている。

この交流を有効な地域経済の活性化策とするために、滞在の長期化やリピーター化を促す地域づくりやメニューづくり、さらにそれを担う人材の育成が課題となっているが、そのためには自治体の枠を超えたひとつの圏域としての取り組みが求められている。

このため、島原市、雲仙市、南島原市、天草市、上天草市、苓北町は、お客様が地域に来る「理由」たる代表的な観光資源の提供方

法を検証すると同時に、この地域に来る「目的」たる体験型観光や農山漁村でのツーリズムの強化、それらを結ぶ明確なルート設定と圏域内のアクセスの整備を行うことにより「ジオミュージアム」と「歴史・生活文化」を柱とした滞在交流型観光地を目指すことを目的として「雲仙天草観光圏協議会」を設立する。

(2) 雲仙天草観光圏協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、雲仙天草観光圏協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、お客様が地域に来る「理由」たる代表的な観光資源の提供方法を検証すると同時に、この地域に来る「目的」たる体験型観光や農山漁村でのツーリズムの強化、それらを結ぶ明確なルート設定と圏域内のアクセスの整備を行うことにより「ジオミュージアム」と「歴史・生活文化」を柱とした滞在交流型観光地を目指す目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 観光圏整備計画の策定に関する業務
- (2) 観光圏整備実施計画に関する業務
- (3) 観光圏整備事業費補助事業に関する業務
- (4) その他協議会が定める業務

第2章 組織等

(協議会の組織)

第4条 協議会は、別表（1）に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 協議会内に、幹事会を置き、別表（2）に掲げる者（以下「幹事」という。）をもって組織する。

(届出)

第5条 委員は、その所属団体を代表するものとし、委員及び所属団体に関する事項に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届けなければならない。

- 2 前項の規定は、幹事についても準用する。

第3章 役員等

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名以内
- (3) 監査人2名

(役員を選任)

第7条 会長は、委員の中から互選により選出する。

2 副会長及び監査人は、委員及び幹事の中から会長が指名する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 会長に事故がある場合は、副会長がその職務を代理する。

3 監査人は、毎事業年度終了後、補助事業代表者に対し、当該補助事業に関する監査を実施しなければならない。

4 監査人は、監査終了後において、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

第4章 会議

(種別)

第9条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、委員の過半数の出席（委任状を提出したものを含む。）をもって成立し、総会の議決方法は出席者（代理人を含む。）による多数決とする。

3 総会の議長は、協議会の会長とする。

4 総会は、毎年1回以上開催する。

5 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

6 総会は、原則として公開とする。

7 幹事会は、必要に応じて開催する。

8 幹事会の議長は、協議会事務局長とする。

9 幹事会議長は、必要に応じて幹事以外の者を幹事会に出席させることが出来る。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項について、協議会の各委員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第11条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の目的である事項、日時及び場所

(2) 委員の現在数、当該総会に出席した委員数、当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した委員の氏名

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議長が指名した出席委員2名以上が署名押印しなければならない。

3 議事録は、第19条の事務局に備えておかなければならない。

第5章 業務計画

(業務計画)

第12条 協議会の業務計画は、会長が作成し、業務開始前に総会で議決を得なければならない。

2 前項の業務計画を変更しようとする場合についても、同様とする。

第6章 会計

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資金の構成)

第14条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国土交通省の補助金（観光圏整備事業費補助金）
- (2) 地方公共団体及びその他の団体からの補助金・交付金、負担金等
- (3) その他の収入

(資金の管理)

第15条 協議会の資金は会長が管理し、取扱方法は、会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第16条 協議会の経費は、資金をもって支弁する。

(業務計画及び収支予算)

第17条 協議会の業務計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

第7章 業務執行の代表者

(代表者)

第18条 総会の決定に基づき観光圏整備費補助事業の業務を執行するための代表者（以下「補助事業代表者」という。）を置く。

2 補助事業代表者は、社団法人天草宝島観光協会とし、補助事業全般にかかる第14条の資金の受入及び契約・支出・事務を行うものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第19条 協議会の事務を処理するため、社団法人天草宝島観光協会（天草市中央新町15番7号）内に事務局に置く。

2 事務局に、事務局長を置き、会長が委嘱するとともに、事務局の運営に関し必要事項は、会長が別に定める。

第9章 雑則

（細則）

第20条 観光圏整備事業費補助金交付要綱その他この規約に定めるものの他、協議会の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成21年2月16日から施行する。

雲仙天草観光圏協議会役員名簿

会 長	石田直生	島原半島観光連盟会長
副 会 長	池田正三郎	（社）天草宝島観光協会会長
監 査 人	野嶋義澄	天草市商工観光課長
監 査 人	中山 孝	雲仙市観光物産まちづくり推進本部長

(3) 雲仙天草観光圏協議会委員名簿

番号	所 属	役職名	氏 名
1	島原半島観光連盟	会 長	石田 直生
2	(社) 天草宝島観光協会	会 長	池田 正三郎
3	上天草地域観光協会	代 表	千原 光明
4	苓北町観光協会	会 長	木山 勝彦
5	長崎県観光振興推進本部	副本部長	松尾 英紀
6	長崎県島原振興局	局 長	濱本 磨毅穂
7	熊本県観光物産総室	総室長	梅本 茂
8	熊本県天草地域振興局	局 長	檜村 善和
9	島原市	市 長	横田 修一郎
10	雲仙市	市 長	奥村 慎太郎
11	南島原市	市 長	松島 世佳
12	天草市	市 長	安田 公寛
13	上天草市	市 長	川端 祐樹
14	苓北町	町 長	田嶋 章二

(4) 雲仙天草観光圏協議会幹事会名簿

番号	所 属	役職名	氏 名
1	島原半島観光連盟	事務局長	相良 淳郎
2	(社) 天草宝島観光協会	事務局長	川崎 昌光
3	上天草地域観光協会	事務局長	鬼塚英雄 (上天草市商工観光課長)
4	苓北町観光協会	事務局長	山口 芳広
5	長崎県観光振興推進本部	観光まちづくり グループチーフ マネージャー	町田 博昭
6	長崎県島原振興局	総務課 専門幹	井手 浩二
7	熊本県観光物産総室	総務・企画 担当主幹	徳永 昭憲
8	熊本県天草地域振興局	総務振興 課長	清原 一彦
9	島原市	商工観光 課長	造酒 星市
10	雲仙市	観光物産まちづ くり推進課長	一山 和夫
11	南島原市	商工観光 課長	嶋田 惣二郎
12	天草市	商工観光 課長	野嶋 義澄
13	上天草市	商工観光 課長	鬼塚 英雄
14	苓北町	商工観光 課長	吉村 文雄

(5) 連携と推進の体制

構成員	会 員	会 員	備 考
(社) 天草宝島 観光協会	民宿竹内		旅行業法特例
	若松屋旅館		旅行業法特例
	民宿泉		旅行業法特例
	民宿イルカ館		旅行業法特例
	アイランドロッジ天草		旅行業法特例
	民宿やませ		旅行業法特例
	民宿光浜荘		旅行業法特例
	民宿みはらし		旅行業法特例
	ホテルアレグリアガーデンズ天草		旅行業法特例
	天草プリンスホテル		旅行業法特例
	国民宿舎天草シーサイドホテル		旅行業法特例
	天草プラザホテル		旅行業法特例
	栄美屋旅館		旅行業法特例
	和み宿 新和荘海心		旅行業法特例
	ホテルサンロード		旅行業法特例
	プラザホテルアネックス		旅行業法特例
	プラザホテルベルメゾン		旅行業法特例
	茶碗屋旅館		旅行業法特例
	花菱旅館		旅行業法特例
	松屋旅館		旅行業法特例
	リバーサイドビジネス美登		旅行業法特例
	ホテル河丁		旅行業法特例
	大潮旅館		旅行業法特例
	浜屋旅館		旅行業法特例
	潮音旅館		旅行業法特例
	旅館 光泉閣		旅行業法特例
	三葉旅館		旅行業法特例
	旅館 山翠荘		旅行業法特例
	寿恵荘		旅行業法特例
	亀泉荘		旅行業法特例
	天草ユースホテル		旅行業法特例
	民宿武田		旅行業法特例
民宿花月		旅行業法特例	
民宿あさひ荘		旅行業法特例	
ビジネス民宿パール		旅行業法特例	

構成員	会 員	会 員	備 考
(社) 天草宝島 観光協会	民宿よし田		旅行業法特例
	エコホテルアシスト		旅行業法特例
	民宿 お多福荘		旅行業法特例
	民宿 濱荘		旅行業法特例
	民宿 秀丸荘		旅行業法特例
	民宿 ちどり荘		旅行業法特例
	マリンメイツ四郎ヶ浜荘		旅行業法特例
	旅館 風月荘		旅行業法特例
	民宿 あさひ荘		旅行業法特例
	民宿 まるみや		旅行業法特例
	エンジョイもりえだ		旅行業法特例
	観光ホテルしまだ		旅行業法特例
	民宿 亨庵		旅行業法特例
	喜久屋旅館		旅行業法特例
	民宿 瀬の浦		旅行業法特例
	民宿 まきしま		旅行業法特例
	宮下旅館		旅行業法特例
	民宿 潮の香		旅行業法特例
	碧水館		旅行業法特例
	鶴岡旅館		旅行業法特例
	シーガル亭		旅行業法特例
	みさき苑		旅行業法特例
	あかね荘		旅行業法特例
	ニューくらたけ海ホテル		旅行業法特例
	民宿 いろは		旅行業法特例
	民宿 鈴荘		旅行業法特例
	有明荘		旅行業法特例
	ことぶき旅館		旅行業法特例
	旅館 竹乃井		旅行業法特例
	河童ロマン館		旅行業法特例
	はまや旅館		旅行業法特例
	ジャルディンマール望洋閣		旅行業法特例
湯本の荘夢ほたる		旅行業法特例	
味の宿 海王亭		旅行業法特例	
石山離宮五足のくつ		旅行業法特例	
くつろぎの宿マルコ		旅行業法特例	

構成員	会 員	会 員	備 考
(社) 天草宝島 観光協会	伊賀屋旅館		旅行業法特例
	泉屋旅館		旅行業法特例
	富士広旅館		旅行業法特例
	群芳閣ガラシャ		旅行業法特例
	温泉と料理の宿ふくまつ		旅行業法特例
	白磯旅館		旅行業法特例
	小松荘		旅行業法特例
	いやしの杜やまみず樹		旅行業法特例
	湯の華		旅行業法特例
	茶碗屋旅館		旅行業法特例
	平野屋旅館		旅行業法特例
	民宿磯屋		旅行業法特例
	民宿小田床		旅行業法特例
	天草温泉旅館		旅行業法特例
	旅館宝洋館		旅行業法特例
	ビジネスホテル阿波屋		旅行業法特例
	ビジネスホテルクボタ		旅行業法特例
	旅館 はまさき		旅行業法特例
	旅館 深海荘		旅行業法特例
	つるや旅館		旅行業法特例
	旅館 岬荘		旅行業法特例
	旅館 利恵		旅行業法特例
	旅館 白浜荘		旅行業法特例
	ホテルハーバーイン		旅行業法特例
	民宿 大黒屋		旅行業法特例
	民宿 みさき		旅行業法特例
	民宿 さつき荘		旅行業法特例
	民宿 はいや		旅行業法特例
	やすらぎ荘		旅行業法特例
	民宿 ほてい		旅行業法特例
	民宿 すずや		旅行業法特例
民宿 とみかわ		旅行業法特例	
天然温泉「愛夢里」		旅行業法特例	
みなとや旅館		旅行業法特例	
梅屋旅館		旅行業法特例	
山口屋旅館		旅行業法特例	

構成員	会 員	会 員	備 考
(社) 天草宝島 観光協会	天草エアライン株式会社		
	御所浦アイトゥリズム推進協議会		
	天草宝島案内人の会		
	九州産交天草営業所		共通乗車船券特例
	(株)本渡港運送店		
	産交ポニータクシー		
	パール無線共同配車組合		
	天草タクシー(株)		
	(有)大門港タクシー		
	栄光タクシー		
	河浦タクシー		
	鬼池タクシー		
	倉岳タクシー		
	有明タクシー		
	御所浦タクシー		
	栖本タクシー		
	枳屋マリンタクシー		
	くたまタクシー		
	牛深無線共同配車組合		
	大江タクシー		
	西海タクシー		
	九州産交旅行事業部		
	江崎汽船		
	三和商船		共通乗車船券特例
	サンフラワー		
	大鵬丸		
	しらなみ		
	初丸		
	栄汽船		
	大盛丸		
	盛宝丸		
	栖本レンタカー		
天長フェリー		共通乗車船券特例	
下天草観光バス			
天草城観光			
秀漁丸			
天草カラフルツーリズム会			

構成員	会 員	会 員	備 考
上天草地域 観光協会	上天草市観光協会	小松屋渚館	旅行業法特例
		碓屋	旅行業法特例
		大国	旅行業法特例
		よしみ	旅行業法特例
		亀屋ホテル華椿	旅行業法特例
		観光ホテル天草屋	旅行業法特例
		天草ペンション	旅行業法特例
		生潮	旅行業法特例
		とのや	旅行業法特例
		若松屋	旅行業法特例
		湯楽亭	旅行業法特例
		大公望	旅行業法特例
		ニュー浜磯	旅行業法特例
		ホテル松竜園海星	旅行業法特例
		旅館せと平	旅行業法特例
		日の出荘	旅行業法特例
		きく	旅行業法特例
		月見荘	旅行業法特例
		有明荘	旅行業法特例
		虎屋	旅行業法特例
		旅亭 藍の岬	旅行業法特例
		ホテル鯨亭	旅行業法特例
		民宿清流荘	旅行業法特例
		ホテル2号橋	旅行業法特例
		民宿浜崎	旅行業法特例
		民宿貴久春	旅行業法特例
		ビジネスホテル宮川	旅行業法特例
		民宿山水	旅行業法特例
	藤川タクシー		
	協和タクシー		
	柳タクシー		
	松島町観光協会	松島観光ホテル岬亭	旅行業法特例
		ホテル竜宮	旅行業法特例
永浦荘		旅行業法特例	
ホテル松泉閣ろまん館		旅行業法特例	
五橋苑		旅行業法特例	
なかしま荘		旅行業法特例	

構成員	会 員	会 員	備 考
上天草地域 観光協会	松島町観光協会	すずや	旅行業法特例
		旅館天松	旅行業法特例
		天草恵荘	旅行業法特例
		藍風亭	旅行業法特例
		ホテル松風閣	旅行業法特例
		海の都	旅行業法特例
		民宿仙望荘	旅行業法特例
		民宿静海荘	旅行業法特例
		民宿ゆたか荘	旅行業法特例
		パールホワイト	旅行業法特例
		朝日屋旅館	旅行業法特例
		天草渚亭	旅行業法特例
		(有) シークルーズ	海上運送法特例 共通乗車券特例
		松島タクシー	
		スカイタクシー	
	阿村タクシー		
	姫戸町観光協会	ときわや旅館	旅行業法特例
		潮の香る宿 甲ら家	旅行業法特例
		姫戸タクシー	
	龍ヶ岳町観光協会	和潮旅館	旅行業法特例
		いけす旅館ことぶき	旅行業法特例
		海楽荘	旅行業法特例
		よしやホテルきらら停	旅行業法特例
		旅館ひのしま荘	旅行業法特例
		漁師の郷	旅行業法特例
		旅館吉田屋	旅行業法特例
		民宿しまさき	旅行業法特例
		民宿 葵	旅行業法特例
		民宿 なか川	旅行業法特例
		龍ヶ岳タクシー	
	あまくさ四郎観光物産協会	上天草市	
		上天草市観光協会	
		松島町観光協会	
姫戸町観光協会			
龍ヶ岳町観光協会			
(株) 日本内外旅行			
NPO法人KAプロジェクト			

構成員	会 員	会 員	備 考
上天草地域 観光協会	あまくさ四郎観光物産協会	NPO法人上天草アクティブセンター	
		NPO法人ひとづくりくまもとネット	

構成員	会 員	会 員	備 考
苓北町観光協会	岡野屋旅館		旅行業法特例
	旅館 三文字屋		旅行業法特例
	富久屋旅館		旅行業法特例
	旅館 海舟		旅行業法特例
	旅館 花月		旅行業法特例
	民宿 一休		旅行業法特例
	民宿 大漁丸		旅行業法特例
	雀の宿 古門丁		旅行業法特例
	安田産業汽船（株）		共通乗車船券特例
	苓北タクシー		

構成員	会 員	会 員	備 考
島原半島 観光連盟	島原市		
	雲仙市		
	南島原市		
	島原温泉観光協会		
	(社)雲仙観光協会		
	小浜温泉観光協会		
	雲仙旅館ホテル組合		
	小浜温泉旅館組合		
	島原温泉旅館組合		
	島原商工会議所		
	有明町商工会		
	雲仙市商工会		
	南島原市商工会		
	島原雲仙農業協同組合		
	島原鉄道株式会社		
	長崎県交通局		
	有明海自動車航送船組合		
	九商フェリー株式会社		
九州旅客鉄道(株) 長崎支社			

構成員	会員	会員	備考
島原半島 観光連盟	㈱日本航空インターナショナル 長崎支店		
	全日本空輸㈱ 長崎支店		
	長崎放送株式会社		
	株式会社 テレビ長崎		
	長崎文化放送株式会社		
	株式会社 長崎国際テレビ		
	株式会社 エフエム長崎		
	株式会社 十八銀行 愛野支店		
	株式会社 十八銀行 瑞穂支店		
	株式会社 十八銀行 小浜支店		
	株式会社 十八銀行 南串山支店		
	株式会社 十八銀行 島原支店		
	株式会社 十八銀行 湊支店		
	株式会社 十八銀行 国見支店		
	株式会社 十八銀行 有明支店		
	株式会社 十八銀行 深江支店		
	株式会社 十八銀行 有家支店		
	株式会社 十八銀行 西有家支店		
	株式会社 十八銀行 有馬支店		
	株式会社 十八銀行 北有馬支店		
	株式会社 十八銀行 口之津支店		
	株式会社 十八銀行 加津佐支店		
	株式会社 親和銀行 島原支店		
	株式会社 親和銀行 島原湊出張所		
	株式会社 親和銀行 深江支店		
	株式会社 親和銀行 吾妻支店		
	株式会社 親和銀行 国見支店		
	株式会社 親和銀行 西有家支店		
	株式会社 親和銀行 口之津支店		
	株式会社 親和銀行 千々石支店		
	株式会社 親和銀行 南有馬支店		
	株式会社 親和銀行 南串山支店		
	株式会社 親和銀行 有家支店		
株式会社 親和銀行 布津支店			
株式会社 長崎銀行 有明支店			
株式会社 長崎銀行 島原支店			
株式会社 長崎銀行 三会支店			

構成員	会員	会員	備考
島原半島 観光連盟	株式会社 長崎銀行 口之津支店		
	株式会社 JTB九州 長崎支店		
	近畿日本ツーリスト㈱ 長崎支店		
	トップツアー(株) 長崎支店		
	株式会社 日本旅行 長崎支店		
	島鉄観光株式会社		
	熊本フェリー(株)島原支店		
	ケーブルテレビジョン島原		
	㈱みずなし本陣ふかえ		
	(財)雲仙岳災害記念財団		